

(傍線部分は改正部分)

改正後	<p>(金具等)</p> <p>第十九条 ゴンドラは、<u>墜落制止用器具</u>その他の命綱を取り付けるための金具等を備えているものでなければならない。ただし、チエア型のゴンドラにあつては、この限りでない。</p>
改正前	<p>(金具等)</p> <p>第十九条 ゴンドラは、<u>安全帯</u>その他の命綱を取り付けるための金具等を備えているものでなければならない。ただし、チエア型のゴンドラにあつては、この限りでない。</p>